

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月 29 日分

庁名 札幌地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		4	4			0	4	4
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	4	4	0	0	0	4	4

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 1 月 3 1 日分

庁名 仙台地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当		1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	2	2	0	0	0	2	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 仙台地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月分

庁名 東京地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当		2	2	2		2	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		12	12	5	1	6	6	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	14	14	7	1	8	6	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）

庁名 東京地方検察庁

令和2年2月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月 2 9 日分

庁名 さいたま地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		3	3			0	3	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	3	3	0	0	0	3	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 さいたま地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日 分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				
3				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和2年2月29日分

庁名 千葉地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当		2	2			0	2	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		2	2			0	2	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	4	4	0	0	0	4	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 千葉地方検察庁

令和2年2月29日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月 2 9 日分

庁名 横浜地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当	0	5	5	2		2	3	3
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	5	5	2	0	2	3	3

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）

庁名 横浜地方検察庁

令和2年2月29日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和 2年 2月29日分

庁名 水戸地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 水戸地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。
3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年2月分

庁名 宇都宮地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		2	2			0	2	2
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	2	2	0	0	0	2	2

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 宇都宮地方検察庁

令和 2 年 2 月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和2年2月10日分

庁名 甲府地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	1		1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	1	0	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 甲府地方検察庁

令和 2 年 2 月 1 0 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月 2 8 日分

庁名 静岡地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当	0	1	1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当	0	2	2	2		2	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	3	3	3	0	3	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 静岡地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 8 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				
1				
4				
5				
6				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和2年2月分

庁名 長野地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当	1	3	4	3		3	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	1	3	4	3	0	3	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 長野地方検察庁

令和2年2月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

※「1」の支部分の受理について、把握が遅れてしまいました。申し訳ございません。
長野地検から上申するものは、上記の者が最終になります。

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月 2 8 日分

庁名 新潟地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 1 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 新潟地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 8 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は，罪名ごとに，氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは，その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは，本通知の提出期限前の直近の期間（例えば，1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合，当期とは，1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については，本庁でとりまとめた上，通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和2年2月29日分

庁名 福井地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）

庁名 福井地方検察庁

令和2年2月29日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和2年2月29日分

庁名 名古屋高等検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当		1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 名古屋高等検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月 2 9 日分

庁名 名古屋地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当	0	2	2	0	0	0	2	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
基準五 1 該当	0	1	1	0	0	0	1	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
基準五 2 該当	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
総 計	0	3	3	0	0	0	3	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 名古屋地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年2月29日分

庁名 津地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当		2	2			0	2	0
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	0
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	3	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和2年2月29日分

庁名 京都地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当			0			0	0	
うち公選法		1	1			0	1	1
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 京都地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年2月29日分

庁名 大阪地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		6	6	3		3	3	
うち公選法		1	1	1		1	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	6	6	3	0	3	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 大阪地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日 分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
		該当なし		

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月 2 9 日分

庁名 奈良地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		2	2	1		1	1	1
うち公選法		1	1			0	1	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	3	3	1	0	1	2	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）

庁名 奈良地方検察庁

令和2年2月29日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和2年2月分

庁名 神戸地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当	0	5	5	2	1	3	2	2
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	5	5	2	1	3	2	2

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 神戸地方検察庁

令和2年2月分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
		該当なし		

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2 年 2 月 2 9 日分

庁名 和歌山地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		1	1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	1	0	1	0	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）

庁名 和歌山地方検察庁

令和2年2月29日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和2年2月29日分

庁名 松江地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		6	6			0	6	6
うち公選法		1	1			0	1	1
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	6	6	0	0	0	6	6

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 松江地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				
3				
4				
5				
6				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は，罪名ごとに，氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは，その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは，本通知の提出期限前の直近の期間（例えば，1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合，当期とは，1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については，本庁でとりまとめた上，通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月分

庁名 岡山地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		4	4			0	4	2
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	4	4	0	0	0	4	2

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 岡山地方検察庁

令和 2 年 2 月 分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該当なし			

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和2年3月10日分

庁名 広島地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		2	2			0	2	
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	2	2	0	0	0	2	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙3

特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）

庁名 広島地方検察庁

令和2年3月10日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2 年 2 月 2 9 日分

庁名 徳島地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		1	1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和2年2月29日分

庁名 福岡高等検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当		1	1			0	1	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 福岡高等検察庁

令和2年2月29日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）

令和2年3月10日分

庁名 福岡地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期末済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当	0	7	7	6		6	1	1
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	0	2	2	0		0	2	2
うち公選法			0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	9	9	6	0	6	3	3

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期末済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）

庁名 福岡地方検察庁

令和2年3月10日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 2 年 2 月 2 9 日分

庁名 長崎地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		1	1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	1

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 長崎地方検察庁

令和 2 年 2 月 2 9 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

【記載要領】

1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、1 1 月 2 1 日を提出期限とする通知の場合、当期とは、1 1 月 9 日から 1 1 月 2 0 日までの期間）を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 2 月 2 9 日分

庁名 熊本地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当		1	1			0	1	1
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	0	1	1	0	0	0	1	1

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 熊本地方検察庁

令和 2 年 1 月 3 1 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 1：統計表）

令和 2 年 3 月 4 日分

庁名 大分地方検察庁

	受 理			処 理			未済 件数	次期上申 予定件数
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計		
基準四該当	1		1	1		1	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 1 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五 2 該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総 計	1	0	1	1	0	1	0	0

（参考） 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数 0 件

【記載要領】

1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、（参考）欄に記載する。

2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。

3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。

4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。

5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。

6 受理の「合計」－処理の「合計」＝「未済件数」となる。

7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

別紙 3

特別基準恩赦受理処理状況（その 2：罪名別受理状況）

庁名 大分地方検察庁

令和 2 年 3 月 4 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				

【記載要領】

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する（同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。）。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間（例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間）を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。